総 税 市 第 １０４ 号
令 和 ８ 年 ９ 月 25 日

岡 山 県 和 気 町 長　　殿

総　　務　　大　　臣
（ 公 印 省 略 ）

ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について（通知）

標記の件について、地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第３７条の２第２項及び第３１４条の７第２項の規定により、貴団体を法第３７条の２第２項各号及び第３１４条の７第２項各号に掲げる基準に適合する地方団体として指定します。

指定対象期間は、令和８年１０月１日から令和９年９月３０日までとなります。